

仕様書

(適用)

- 1 この仕様書は 令和8年度イオンクロマトグラフ分析装置保守点検業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

(対象)

- 2 本業務の対象は、サーモフィッシャー・サイエンティフィック株式会社製のイオンクロマトグラフ分析装置3台とする。なお、対象の装置の構成は次のとおりとする。

(1) シアン分析システム

- ・本体 Inuvion
- ・ポストカラムユニット PCM-530
- ・オートサンプラー AS-AP
- ・紫外／可視検出器 VWD-IC
- ・ソフトウェア Chromeleon 7.3.2

(2) 陰イオン分析システム

- ・本体 Inuvion RFIC
- ・オートサンプラー AS-AP
- ・ソフトウェア Chromeleon 7.3.2

(3) 陽イオン分析システム

- ・本体 Inuvion RFIC
- ・オートサンプラー AS-AP
- ・ソフトウェア Chromeleon 7.3.2

(業務内容)

- 3 本業務の業務内容は次のとおりとする。

(1) 定期点検（年1回）

- ・対象となる装置が正常に動作し、性能を発揮するために必要な部品の交換、洗浄等を行うこと。
- ・対象となる装置が正常に動作することを確認すること。

- ・動作確認の方法、性能の評価は、サーモフィッシャー・サイエンティフィック株式会社が定めるエッセンシャルサポートプランバリューによるものとする。

(2) 装置の故障、不具合等に関するオンコール修理

- ・対象となる装置に故障、不具合が生じたときは、速やかに事象の確認を行い、必要な修理等を行うこと。ただし、部品の調達に期間を要する場合等の事情により速やかに修理等が行えない場合は、応急措置を講じる又は委託者が自ら講じることのできる改善措置策を提示すること。
- ・修理後の動作確認の方法、性能の評価は、サーモフィッシャー・サイエンティフィック株式会社が定めるエッセンシャルサポートプランバリューによるものとする。

(3) その他

- ・シアン分析システムを構成するPCM-530の脱気ユニットは、故障、不具合の有無に関わらず、製造者によるオーバーホールを行うこと。脱気ユニットのオーバーホールは原則として年1回の定期点検の前に行うこと。
- ・点検等に必要な機械、器具及び交換部品は受託者の負担とする。
- ・点検等に伴って生じる光熱水費は、委託者の負担とする。
- ・定期点検を実施する日程は、事前に委託者と協議した上で決定する。
- ・点検等を実施するときは、委託者の指示又は立会いの上で行うものとする。
- ・点検等を実施したときは、点検報告書を提出するものとする。
- ・契約書第7条に定める業務予定表及び業務責任者の届出書の提出は省略する。
- ・業務の履行上必要となる用地は敷地内を使用できるものとするが、24時間365日稼働している施設の特性に配慮し運営に支障のないように、事前に市担当者及び施設管理者と調整（協議）すること。